

支派五入ムロイマシ

第廿二條

本部委員ハ會中會ニ與ルハ悉ク其ノ職務ヲ履行スルコトヲ要ス

第廿一條

本部委員ハ本部ニ與ルハ其ノ職務ヲ履行スルコトヲ要ス

第廿條

本部委員ハ其ノ職務ヲ履行スルコトヲ要ス

第十九條

本部委員ハ其ノ職務ヲ履行スルコトヲ要ス

第十八條

本部委員ハ其ノ職務ヲ履行スルコトヲ要ス

第十七條

本部委員ハ其ノ職務ヲ履行スルコトヲ要ス

第十六條

本部委員ハ其ノ職務ヲ履行スルコトヲ要ス

會計

第廿三條

本支部ノ經費ハ本部規約ニヨル會費及其他ノ收入ヲ以テコレニ充ツ

第廿四條

本部會計ヲ左ノ二種ニ分ツ  
一、基金  
二、經常費

第廿五條

基金ハ支部長之ヲ保管シ幹事會ノ協賛ヲ經テ出納ス

第廿六條

經常費ハ會計之ヲ保管シ必要アル毎ニ出納ス

第廿七條

會費ハ所屬幹事之ヲ總メ毎月末迄ニ會計係ニ納付スルモノトス

第廿八條

本支部會計ハ隔月毎ニ會計監査ノ審査ヲ經テ公表スルモノトス

附 則

第廿九條

本支部ニ對スル特志ノ金品寄贈ハコレヲ受クル事ヲ得ル

第三十條

公務ニ依リ交通費及雜費ヲ要スル場合ハ支部經常費ヨリ